

報告第 15 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 7 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第 539 号）に伴い、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の標準価格のうち、国庫負担対象部分の算定に係る率が改正され、地方単独費用部分については市町村が定める必要があるため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 18 号）の施行に伴い、ひとり親世帯等の特定教育・保育施設等利用者負担軽減を行うため、規則の一部を改正するものである。

小城市規則第 16 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成 27 年小城市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「1000 分の 275」を「1000 分の 266」に改める。

別表第1を次のように改める。

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	3,000
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	<u>14,100</u>
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。)	19,200
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	24,500

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。別表第2において同

じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。

- (3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。
- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,100」とあるのは「3,000」とする。

別表第3を次のように改める。

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)			
		3歳児		4歳以上児	
		標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護 者	短時間認定 保護者
A	特定教育・保育等のあつた月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	円 0	円 0	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者との世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	6,000	6,000	6,000	6,000
C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	16,500	16,300	16,500	16,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び	21,000	20,600	20,500	20,100

	第C階層に掲げる者を除く。)					
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。)	25,000	24,600	24,000	23,600	
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D2階層までに掲げる者を除く。)	29,000	28,500	25,500	25,100	
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D3階層までに掲げるものを除く。)	31,000	30,500	25,800	25,400	
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	32,000	31,500	26,000	25,500	
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から	34,000	33,400	28,000	27,500	

	第D5階層までに掲げるものを除く。)				
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者				

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (5) 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。
 - (6) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「6,000」と、「16,300」とあるのは「6,000」と、D1階層の項中「21,000」とあるのは「6,000」と、「20,600」とあるのは「6,000」と、「20,500」とあるのは「6,000」と、「20,100」とあるのは「6,000」と、D2階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101

円未満である場合にあっては、6,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、
ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、
6,000」とする。

別表4を次のように改める。

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)	
		3歳未満児	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
A	特定教育・保育等があった月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	9,000	9,000
C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	19,500	19,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。)	25,000	24,600

D2	市町村民税所得割合 算額が97,000円未満 である場合における 支給認定保護者(第1 階層から第D1階層ま でに掲げる者を除く。)	30,000	29,600
D3	市町村民税所得割合 算額が133,000円未満 である場合における 支給認定保護者(第1 階層から第D2階層ま でに掲げる者を除く。)	40,000	39,400
D4	市町村民税所得割合 算額が169,000円未満 である場合における 支給認定保護者(第1 階層から第D3階層ま でに掲げるものを除 く。)	44,500	43,800
D5	市町村民税所得割合 算額が301,000円未満 である場合における 支給認定保護者(第1 階層から第D4階層ま でに掲げるものを除 く。)	51,000	50,200
D6	市町村民税所得割合 算額が397,000円未満 である場合における 支給認定保護者(第1	62,000	61,000

	階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)		
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	73,000	71,800

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (5) 標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。
 - (6) 短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,000」と、「19,300」とあるのは「9,000」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「9,000」と「24,600」とあるのは「9,000」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、9,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、9,000」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年小城市規則第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小城市子ども・子育て支援法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 規則第25号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年6月1日規則第40号</p> <p>附 則</p> <p>第4条 法附則第9条第1項第1号ロの市町村が定める額、同項第2号イ(2)の市町村が定める額、同号ロ(2)の市町村が定める額、同項第3号イ(2)の市町村が定める額及び同号ロ(2)の市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に1000分の275を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 法附則第9条第1項第1号ロの市町村が定める額及び同項第2号イ(2)の市町村が定める額 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格告示」という。)別表第3及び別表第4の額</p> <p>(2) 法附則第9条第1項第2号ロ(2)の市町村が定める額 公定価格告示第3条の規定による額</p> <p>(3) 法附則第9条第1項第3号イ(2)の市町村が定める額 公定価格告示</p>	<p>○小城市子ども・子育て支援法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 規則第25号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年6月1日規則第40号</p> <p>附 則</p> <p>第4条 法附則第9条第1項第1号ロの市町村が定める額、同項第2号イ(2)の市町村が定める額、同号ロ(2)の市町村が定める額、同項第3号イ(2)の市町村が定める額及び同号ロ(2)の市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に1000分の266を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 法附則第9条第1項第1号ロの市町村が定める額及び同項第2号イ(2)の市町村が定める額 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格告示」という。)別表第3及び別表第4の額</p> <p>(2) 法附則第9条第1項第2号ロ(2)の市町村が定める額 公定価格告示第3条の規定による額</p> <p>(3) 法附則第9条第1項第3号イ(2)の市町村が定める額 公定価格告示</p>

第6条各号の規定による額

(4) 法附則第9条第1項第3号ロ(2)の市町村が定める額 公定価格告示
第8条の規定による額

2 地方公共団体が設置する特定教育・保育施設に係る法附則第9条第1項
第1号ロの市町村が定める額、同項第2号イ(2)の市町村が定める額、同
号ロ(2)の市町村が定める額、同項第3号イ(2)の市町村が定める額及び
同号ロ(2)の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、零とする。

別表第1(第18条、附則第3条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
A	特定教育・保育等のあった月において被保 護者等である支給認定保護者	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と 同一の世帯に属する者が市町村民税の所得 割を課されない者である場合における当該 支給認定保護者又は養育里親等である支給 認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	3,000
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満で ある場合における支給認定保護者(第1階層 及び第B階層に掲げる者を除く。)	14,800
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満	19,200

第6条各号の規定による額

(4) 法附則第9条第1項第3号ロ(2)の市町村が定める額 公定価格告示
第8条の規定による額

2 地方公共団体が設置する特定教育・保育施設に係る法附則第9条第1項
第1号ロの市町村が定める額、同項第2号イ(2)の市町村が定める額、同
号ロ(2)の市町村が定める額、同項第3号イ(2)の市町村が定める額及び
同号ロ(2)の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、零とする。

別表第1(第18条、附則第3条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
A	特定教育・保育等のあった月において被保 護者等である支給認定保護者	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と 同一の世帯に属する者が市町村民税の所得 割を課されない者である場合における当該 支給認定保護者又は養育里親等である支給 認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	3,000
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満で ある場合における支給認定保護者(第1階層 及び第B階層に掲げる者を除く。)	14,100
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満	19,200

	である場合における支給認定保護者(第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。)	
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	24,500

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
 - (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。別表第2において同じ。))の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
 - (3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をい

	である場合における支給認定保護者(第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。)	
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	24,500

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
 - (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。別表第2において同じ。))の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
 - (3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をい

う。

(4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。

2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,800」とあるのは「6,900」とする。

別表第3(第18条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
----	------------	------------

う。

(4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。

2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,100」とあるのは「3,000」とする。

別表第3(第18条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
----	------------	------------

		3歳児		4歳以上児	
		標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護 者	短時間認定 保護者
A	特定教育・保育等のあ った月において被保護 者等である支給認定保 護者又は里親である支 給認定保護者	円 0	円 0	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当 該支給認定保護者と同 一の世帯に属する者が 市町村民税を課されな い者である場合におけ る当該支給認定保護者 (第A階層に掲げる者 を除く。)	6,000	6,000	6,000	6,000
C	市町村民税所得割合算 額が48,600円未満で ある場合における支給 認定保護者(第1階層及 び第B階層に掲げる者 を除く。)	16,500	16,300	16,500	16,300

		3歳児		4歳以上児	
		標準時間 認定保護 者	短時間認 定保護者	標準時間 認定保護 者	短時間認定 保護者
A	特定教育・保育等のあ った月において被保護 者等である支給認定保 護者又は里親である支 給認定保護者	円 0	円 0	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当 該支給認定保護者と同 一の世帯に属する者が 市町村民税を課されな い者である場合におけ る当該支給認定保護者 (第A階層に掲げる者 を除く。)	6,000	6,000	6,000	6,000
C	市町村民税所得割合算 額が48,600円未満で ある場合における支給 認定保護者(第1階層及 び第B階層に掲げる者 を除く。)	16,500	16,300	16,500	16,300

D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。)	21,000	20,600	20,500	20,100
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。)	25,000	24,600	24,000	23,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D2階層までに掲げる者を除く。)	29,000	28,500	25,500	25,100
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D3階層までに掲	31,000	30,500	25,800	25,400

D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。)	21,000	20,600	20,500	20,100
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。)	25,000	24,600	24,000	23,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D2階層までに掲げる者を除く。)	29,000	28,500	25,500	25,100
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D3階層までに掲	31,000	30,500	25,800	25,400

	げるものを除く。)				
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	32,000	31,500	26,000	25,500
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)	34,000	33,400	28,000	27,500
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者				

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税

	げるものを除く。)				
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	32,000	31,500	26,000	25,500
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)	34,000	33,400	28,000	27,500
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者				

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税

を課されない者をいう。

- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (5) 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。
- (6) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「7,750」と、「16,300」とあるのは「7,650」と、D1階層の項中「21,000」とあるのは「10,500」と、「20,600」とあるのは「10,300」と、「20,500」とあるのは「10,250」と、「20,100」とあるのは「10,050」と、D2階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、12,500」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満で

を課されない者をいう。

- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (5) 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。
- (6) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「6,000」と、「16,300」とあるのは「6,000」と、D1階層の項中「21,000」とあるのは「6,000」と、「20,600」とあるのは「6,000」と、「20,500」とあるのは「6,000」と、「20,100」とあるのは「6,000」と、D2階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合

ある場合にあつては、12,300」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、12,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、11,800」とする。

別表第4(第18条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)	
		3歳未満児	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
A	特定教育・保育等のある月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	9,000	9,000

にあつては、6,000」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000」とする。

別表第4(第18条関係)

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)	
		3歳未満児	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
A	特定教育・保育等のある月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者	円 0	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	9,000	9,000

C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	19,500	19,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。)	25,000	24,600
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。)	30,000	29,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D2階層までに掲	40,000	39,400

C	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	19,500	19,300
D1	市町村民税所得割合算額が72,800円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第C階層に掲げる者を除く。)	25,000	24,600
D2	市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D1階層までに掲げる者を除く。)	30,000	29,600
D3	市町村民税所得割合算額が133,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D2階層までに掲	40,000	39,400

	げる者を除く。)		
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D3階層までに掲げるものを除く。)	44,500	43,800
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	51,000	50,200
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)	62,000	61,000
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	73,000	71,800

備考

	げる者を除く。)		
D4	市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D3階層までに掲げるものを除く。)	44,500	43,800
D5	市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D4階層までに掲げるものを除く。)	51,000	50,200
D6	市町村民税所得割合算額が397,000円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第D5階層までに掲げるものを除く。)	62,000	61,000
D7	第A階層から第D6階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	73,000	71,800

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
- (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
- (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (5) 標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。
- (6) 短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,250」と、「19,300」とあるのは「9,150」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「12,500」と「24,600」とあるのは「12,300」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、15,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合に

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
- (2) 養育里親等 別表第1に規定する養育里親等をいう。
- (3) 市町村民税を課されない者 別表第1に規定する市町村民税を課されない者をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (5) 標準時間認定保護者 別表第3に規定する標準時間認定保護者をいう。
- (6) 短時間認定保護者 別表第3に規定する短時間認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,000」と、「19,300」とあるのは「9,000」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「9,000」と「24,600」とあるのは「9,000」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、9,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合に

にあつては、14,800」とする。

つては、9,000」とする。